

社団法人川崎西法人会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、神奈川県川崎市の川崎西税務署管轄区域内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催
- (4) 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (5) 友誼団体との連携及び協調
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、川崎西税務署管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により、任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号のいずれか一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 事業の閉鎖又は解散

(3) 除名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれか一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき

(2) 本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

(1) 理 事 40名以内

うち 会 長 1名

副 会 長 5名以内

常任理事 15名以内

(2) 監 事 2名

(役員を選任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において会員たる法人の代表者又はその役職員のうちからこれを選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

(役員職務)

第 15 条 理事は、総会の決議に従い本会の運営を協議し、執行する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

4 監事は、民法第59条（監事の職務）に定める職務を行う。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、就任後第2回目の通常総会が終了したときに終わる。ただし、再任を

妨げない。

- 2 増員又は補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了した後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第 17 条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条（除名）第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第 18 条 役員は、原則として無報酬とする。

第 5 章 委員会、ブロック及び支部並びに部会

(委員会)

第 19 条 第 4 条（事業）に定める本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。
2 委員は、理事会の推薦により会員たる法人の代表者又はその役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(ブロック及び支部)

第 20 条 本会は、第 4 条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要な地にブロック及び支部を置く。
2 ブロック長、ブロック長代理、副ブロック長、ブロック会計及び支部長は、ブロックの推薦により、副支部長及び支部幹事は、支部の推薦により、会員の代表者又はその役職員のうちから会長が委嘱する。

(部会)

第 21 条 本会は、第 4 条（事業）に定める事業の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。
2 部会長は、部会の推薦により、会員の代表者又はその役職員のうちから会長が委嘱する。

(規則の制定)

第 22 条 委員会、ブロック及び支部並びに部会の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 顧問、相談役及び職員

(顧問及び相談役)

第 23 条 本会に、顧問及び相談役若干名をおくことができる。
2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
3 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(職員)

第 24 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、3 名以上の事務局員を置き、理事会の承認を経て会長がこれを任免する。
ただし、このうち 1 名を事務局長とすることができる。

3 事務局員は、原則として有給とする。

(規則の制定)

第 25 条 事務局の運営に関する規則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 7 章 会 議

(会議)

第 26 条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第 27 条 総会を分けて通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって構成する。

(総会の開催及び招集)

第 28 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第 29 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第 30 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 31 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び事業計画

(2) 収入、支出、予算及び決算

(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

(4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(総会の議事録)

第 32 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の日時及び場所

- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及び出席した会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印する。

(役員会)

第 33 条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって構成し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

3 監事は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第 34 条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会の招集については、第 28 条（総会の開催及び招集）第 3 項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第 35 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第 36 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において理事会に委任された事項
- (4) その他、会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会に代わり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(役員会の議事録)

第 37 条 役員会の議事録については、第 32 条（総会の議事録）の規定を準用する。

(会議の議長)

第 38 条 総会及び役員会の議長は、会長をもってこれに当てる。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産目録記載の財産
- (2) 会費

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 41 条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種類に区分する。

- 2 基本財産は、財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 42 条 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経 費)

第 43 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算及び収支決算等)

第 44 条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を得なければならぬ。

- 2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条の 2 やむを得ない理由により事業年度開始までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立見込時期を、遅滞なく主務官庁へ報告するものとする。

(剰余金の処分)

第 45 条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経てその全部若しくは一部を基本財産に組み入れ又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第 48 条 本会は、総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 49 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似する目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 50 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
- 2 従来川崎西法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 理事及び監事の任期は、設立初年度に限り東京国税局長の設立許可のあった日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず東京国税局長の設立許可があった日から平成6年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 6 第16条（役員の任期）第1項の規定にかかわらず、平成6年度に限り通常総会の日から次の通常総会の日までとする。（平成6年6月29日改正認可）
- 7 第13条（役員の種類）副会長4名以内を5名以内に変更する。（平成13年7月2日変更認可）
- 8 第44条の2（暫定予算）を追加する。（平成16年10月1日変更認可）